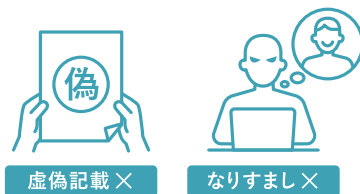


月次支援金 宣誓・同意事項

給付規程に基づき、次の **1** 及び **3** ～ **5** までのいずれにも宣誓し、次の **2** 及び **6** ～ **13** までのいずれにも同意した場合のみ、月次支援金の給付対象となります。また、虚偽の宣誓を行った場合や同意事項に違反した場合は、速やかに一時支援金又は月次支援金（以下「支援金」という。）の給付の辞退又は返還を行っていただきます。

3 虚偽の証拠書類等の提出は禁止です。

- ▶ 「書類の虚偽記載」や「なりすまし」などは禁止されています。虚偽のない証拠書類等を提出してください。



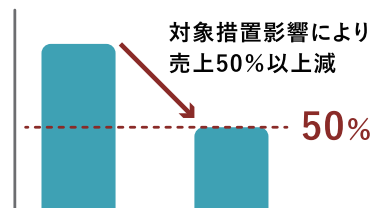
4 暴力団とのつながりはありません。

- ▶ 月次支援金の給付の申請から、受給後においても、**暴力団とのつながりはないことを誓約**していただきます。



1 対象措置影響により売上50%以上減の事業者が給付対象です。

- ▶ 上記の他にも給付規程に定めた給付要件を満たす必要があります。



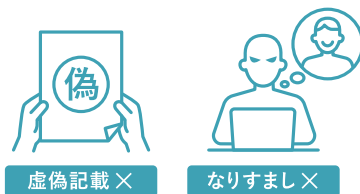
2 一度不給付になると、①受給した支援金を返還していただき、②新規申請もできなくなる場合があります。

- ▶ 一度不給付になった事業者は、**既に給付を受けた全ての支援金（一時支援金及び月次支援金）を返還**して頂く場合があります。
- ▶ 一度不給付になった事業者は、**新たに支援金の給付の申請を行うことができない場合**があります。



3 虚偽の証拠書類等の提出は禁止です。

- ▶ 「書類の虚偽記載」や「なりすまし」などは禁止されています。虚偽のない証拠書類等を提出してください。



4 暴力団とのつながりはありません。

- ▶ 月次支援金の給付の申請から、受給後においても、**暴力団とのつながりはないことを誓約**していただきます。



5 事業の継続・立て直しに向けて具体的な取組を実施してください。

- ▶ 月次支援金の給付を受けた後にも**事業の継続及び立て直しをする意思**があり、**事業の継続及び立て直しのための取組**を対象月以降に継続的に行うことを宣誓していただきます。



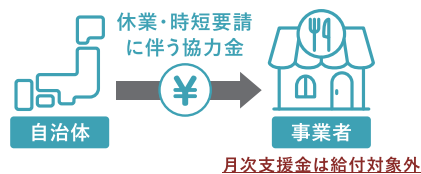
6 証拠書類等は7年間の保存が必要です。

- ▶ 申請に用いた「確定申告書」やその裏付けとなる取引内容が確認できる「帳簿書類及び通帳」「対象措置影響を証明する証拠書類」を**電磁的記録等により7年間保存する必要があります**。
- ▶ 上記は一例ですので、詳細は**公表資料をご確認ください**。



7 休業・時短要請に伴う協力金の支払対象の事業者は給付対象外です。

- ▶ 地方公共団体による対象月における**休業又は営業時間短縮の要請に伴う協力金**の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、**給付対象外**です。



8 提出を求められた際には、保存書類を速やかに提出してください。

- ▶ 保存書類の提出を求める場合がありますので、**保存書類は大切に保管**してください。また、保存書類の提出を求められたら**速やかにご提出ください**。
- ▶ 保存書類の詳細は**公表資料をご確認ください**。



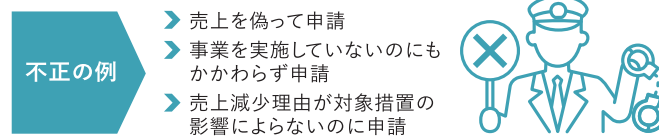
9 求めがあった際には、調査に応じてください。

- ▶ **関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査を行うことがあります**ので、その際には調査に応じてください。



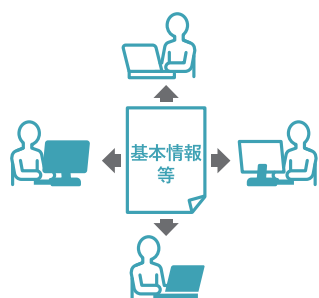
10 不正受給は犯罪です。

- ▶ **不正受給は犯罪**です。犯罪行為はあなたの人生を狂わせます。
- ▶ 不正受給等が発覚した場合には、**一時支援金及び月次支援金の返還義務を負う**ほか、氏名等の公表等の措置が取られる場合があります。



11 他の給付金・支援金で提出した基本情報等を審査・調査に用いる場合があります。

- ▶ 月次支援金、一時支援金、持続化給付金及び家賃支援給付金の申請に当たって提出した全ての基本情報等が、**全ての給付金・支援金の審査及び調査のために用いられる場合があります**。



12 月次支援金の事務等のために第三者への情報提供や第三者からの情報取得を行う場合があります。

- ▶ 提出した基本情報等が月次支援金の事務等のために**第三者に提供される場合**、及び月次支援金の給付等に必要範囲において、**申請者の個人情報**が**第三者から取得される場合がある**ことに同意いただきます。



13 給付規程を遵守してください。

- ▶ 申請者は**月次支援金の給付規程に従う必要**があります。



詳しくはホームページをご覧ください。

月次支援金 検索

<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

